

## 住民投票制度行政素案（改訂版）住民説明会（概要）

- 1 開催日時 平成27年2月12日（木）午後6時30分～午後7時40分
- 2 開催場所 沼ノ端コミュニティセンター1階 会議室A
- 3 参加者数 14人  
説明者 総合政策部長（佐々木）、市民自治推進課長（加賀谷）、  
市民自治推進課長補佐（中村）、市民自治推進課主査（吉田）
- 4 報道機関 なし
- 5 住民説明会資料 別添のとおり
- 6 質疑要旨

●参加者 苫小牧市自治基本条例6条に住民投票が出てくるが、2009年に施行されて、なぜ、この時期まで時間がかかったのか。この住民投票条例自体がなかったことが、非常に残念だったと思う。相当、時間がかかっているが、何かネックというか課題というか、苫小牧市独自の何かがあったのか。

○中村市民自治推進課長補佐 本市は平成19年4月に自治基本条例を施行し、まちづくりを進めてきた。自治基本条例6条には、「別に条例で定めるところにより 住民投票を行うことができる。」とあるが、自治基本条例の中で、全ての住民投票の細かな議論を全て詰めて条例にするのは、現実的には困難であった。それで、平成19年に条例を施行してから、住民投票制度についての市民周知を行う中で、平成22年の「住民投票制度を考える会」で、住民投票をどういう形で作るのが望ましいのかという議論がされた。

住民投票条例にはいろいろな作り方があって、その都度作るものもあるし、苫小牧市のようにあらかじめ条例を作っておき、一定の要件を満たせばいつでもできるというものもある。二つの大きいやり方があったが、「住民投票制度を考える会」で苫小牧市はどちらのやり方にするべきかを検討をした。

平成23年には、住民投票制度の法制化の動きがあり、情勢を見ていた。国の方の法制化の具体的な動きが収束し、平成24年度から、再度、議論を再開した。

平成19年から住民投票のことを説明してきているが、市民の皆さんに制度自体が知られていない部分もあり、じっくり時間をかけて進めてきたので、この時期になった。

●参加者 投票資格について、18歳か20歳かということは、全国的にも議論になっている。苫小牧市は満18歳以上であるが、住民請求の事柄とか内容に関係なく、全て18歳以上にするのか。事柄によっては20歳ということも考えているのか。

○中村市民自治推進課長補佐 制度を一度、しっかり作るため、決めれば全てのどんな事案でも必ず18歳以上となる。案件により20歳にするということではない。

●参加者 住民投票の請求等について、こういう事柄について住民投票した方がいいと思う人が請求をするのか。請求して4分の1以上の署名を集めて住民投票する。選挙のように、投票所や投票用紙は市で作る、18歳以上の人に配付するのか。ただ、選挙と違って名前を書かないだけで、賛成の場合は○、反対の場合は×というような方式でやるのか。

○中村市民自治推進課長補佐 住民投票したいと思ったときに、市民も提案できるし、議会で必要だということであれば、議決すれば住民投票ができる。市長も自分の判断で、住

民投票にかけなければならない事柄であると判断をすれば、市長もやれる。ただ、市民の場合は、4分の1以上の署名を集めてからでないと請求ができない。ただ、それは、4分の1の署名を集めれば、しっかりと住民投票が実施される。

選挙と同様の体制をとり、投票所入場券のはがきも送り、投票日も当然、周知される。選挙と同じように投票所が作られ、賛成の場合には賛成に○、反対の場合には反対に○というように、選挙と同じような形態をとることになる。実施すれば、約4,000万円かかる計算になる。

住民投票で決めることは重要なことではあるが、反面、お金がかかってくることも現実としてある。だから、住民投票すべき案件であるのかについては、我々も市民の皆さんも「本当に、4,000万円かけて聞く価値があるのかどうか。」ということをしっかり考えた中で、「本当にこれは請求すべき事案なのか。」ということをしっかりお願いできればと考えている。

●参加者 1回で4,000万円となると、年に何回もできない。反対、賛成をどうしても採らないとならない最も重要なことなら話は分かるが、納得がいかない気がする。

○中村市民自治推進課長補佐 こういう制度を作ると、年に2回も3回も住民投票になると思われる方もいるかと思うが、やはり、最後の最後で住民投票で決めていくという場面にならないと、そこまでには至っていかないと考えている。制度を作ると住民投票が年に1回はあると思うかもしれないが、決してそんなことにはならないし、我々も、この制度をしっかり運用していく中で、当然、住民投票とはそういう性質のものではないということ、皆さんにもしっかりとお伝えし、進めていきたいと考えている。

●参加者 これが実施されたと決まって、反対、賛成の人の演説会は設けるのか。会場は市で決め、そこに反対の人と賛成の人がいて、市民が参加して聞くような場面はあるのか。

○中村市民自治推進課長補佐 立会演説会のようなものを市で会場を設けてやるのかどうかというところは、現時点では、何ともお答えができない。

ただ、基本的には、賛成、反対の意見を言えるための自由意思を尊重することは必要なことだと考えており、賛成あるいは反対する市民により、様々な運動が行われていくと考えている。具体的な投票になれば、市の方でそういう場を設けるのかということ、実際に事案が起こった段階で判断していく。

●参加者 選挙みたいな形を考えれば、買収問題とか選挙違反的などところが出るが、その辺は網羅されているのか。

○中村市民自治推進課長補佐 条例で考えている規定としては、原則自由とすると。ただし、買収とか、自由な意思が侵害されるようなものであってはならないというような規定を置く予定である。

罰則を作ったらいいのではという話も議論としてはあるが、罰則という形で処罰するような形が果たして適当なのかを考えた中で、やはり、そこまではこの制度では求めることができないと考えている。

ただ、本来、買収とか、そういう自由な意思が侵害されるものであってはならないということは、条例の中で、しっかり明示をしていきたい。

●参加者 ということは、逆に、あり得るということ。そういう条例を作っても、誰が管理をするのか。罰則なしだから、管理しても。

○中村市民自治推進課長補佐 罰則は本当に、難しいところがあり、例えばどういう構成要件に当たれば該当するのかというところを厳しく見ていかなければならない技術的な部分がある。

そこは、住民投票を行う中での市民の活動に委ねられているという考え方になる。条例の中では原則自由とするが、そういう行為があってはならないというようなことで、規定していきたいと考えている。

●参加者 問件にもよると思うが、当然、そういう問題は出そうである。心配の上でそういう条例を出しているのだけれども、罰則がなく、管理する人もいない。管理すれば罰則も生まれるのだろうが、要するに、管理できないのか、逆に。罰則がないということは、管理する人もいない。

○中村市民自治推進課長補佐 基本的に住民投票運動は自由としている。あまりにも著しい違反というか、社会通念上というか、他の法律上の犯罪要件に当たるようなものになれば、当然、そちらで処罰されていく。住民投票条例に全てを盛り込むということではなく、他の法律の中で、犯罪の事実が認定されれば、他の罰則や禁止をしている法律により処罰されるという考え方である。条例自体の中でそれを禁止するという考え方ではない。

●参加者 住民投票制度を北海道で行っているところはあるのか。

○中村市民自治推進課長補佐 住民投票条例は、全国的にまだ多くはない。道内では3市3町で、稚内市、芦別市、北広島市、増毛町、美幌町、遠軽町である。最近、近隣では安平町が整備したので、3市4町である。

●参加者 4分の1の根拠については市長選挙ということであるが、この間の選挙でも苫小牧市は全道最低投票率である。市町村合併とかよほどのことがない限り、今の苫小牧が抱えている現実を考えたら4分の1はいかないと思う。

長野市が市役所の庁舎と総合体育館が120億ということで、議会からの住民投票の提案があった。今後、考えられるとしたら、糸井清掃センターが廃炉にならず、このまま継続する場合、新たに焼却処分場を作ることになれば大変な問題になるという感じはする。4分の1というのは、実際にはどれくらいの人数を想定しているのか。

もう一つは、市の権限に属さない事項も投票に含めるということで新聞等に出ていたが、具体的にはどのような内容を想定されているのか。

○中村市民自治推進課長補佐 4分の1の具体的な数字については、約3万7,000人の署名と考えている。4分の1と設定した考え方であるが、他市では6分の1とか3分の1という自治体もある中で、苫小牧市は4分の1とした。一定の署名が集まれば、住民投票は、議会の判断や市長の判断とは関わらず、必ず実施される。やはり、そこは慎重に進めなければならないということで、市長選挙における当選者得票数と同じくらいが適当ではないかということである。

市長を解職するリコール請求に必要な署名数は3分の1であるが、リコール請求の3分の1の数字までは厳しいという判断をして、4分の1とした。市長選挙の当選者の得票数

を勘案して4分の1で設定した。

市の権限に属さない事項についてであるが、実は、平成25年9月の行政素案では、「市の権限に属さないものは、住民投票の対象としない。」という考え方であった。これは、市の権限に属さない事項について、市長や市議会がそれを具体的な政策にしようとしたときに、自分が実施していないことに対してのものとなるため、投票で結果が出されたとしても、それを実現していくことは難しいところもあり、住民投票の対象とするのはどうなのかという考え方から、当時、行政素案を出させていただいた。

その後、市民自治推進会議などの議論において、これまでの他市の事例として、原子力発電所の建設や米軍の基地の移転の関係でも住民投票が行われてきた経過を考えてきたときに、市の権限に属さない事項が住民投票の対象とならないという制度が、果たして妥当なのかという議論がされてきた経過がある。

今回の行政素案(改訂版)では、そういう市民自治推進会議からの答申を踏まえた中で、市の権限に属さない事項についても住民投票の対象となり得るということで、整理させていただいた。

●参加者 何でもかんでも4分の1の署名が集まったら住民投票できるというものではない。原子力や基地問題、苫小牧市に米軍の基地を作るような事項が出れば住民投票も必要であるが、何でもかんでも4分の1の署名を集めて実施されたらとんでもないことではないかなと思う。

4分の1の署名が集まったら、市長や議会で「住民投票をした方が良いか悪いか。」ということは、議論とか、そういうのはするのか。

○中村市民自治推進課長補佐 まず、4分の1の署名を集める前には、証明書を発行してからということになる。基本的には重要な問題であれば対象となるが、9ページの(1)から(4)までの事柄については住民投票はできない。この(1)から(4)に当てはまらなければ、基本的には証明書は交付をしていく。

そこで、4分の1の署名が本当に集まるかどうかというのは、別の問題である。ただ、証明書を出すに当たっては、(1)から(4)までの住民投票ができないものに当たらなければ、署名を集めるための証明書は出すことになる。3万7千といった数字が集められるかどうかは、また、ちょっと別のお話かと思う。

●参加者E これまでどういう事例があったか、2、3、分かれば参考になるので、教えていただきたい。

○中村市民自治推進課長補佐 苫小牧市のように既に制度を作っておき、いつでも住民投票ができるという制度を整えた団体が、実は、全国で53団体である。その中で、住民投票が実際に行われたのは、1件、2件という数である。ということは、住民投票の制度を作ったとしても、それは最後の最後に行うものであるもので、なかなか実施の事例がない。

こういうような制度でなくてもやれる住民投票というのが実はあって、市町村合併の問題で、実施されたことはある。産業廃棄物処理場の建設について行われたり、文化会館とか庁舎の建設とか、そういうものがまちの中で大きな問題になり、行われたケースもある。